

USTR が「2006 年通商政策課題及び 2005 年通商報告書」を公表

2006 年 3 月 8 日
JETRO NY 澤井、中山

USTR は 3 月 1 日、「2006 年通商政策課題及び 2005 年報告書」¹を公表した。本報告書は米国通商法第 163 条に基づき、米大統領の通商政策について毎年米国議会への報告が義務付けられているもので、USTR が作成責任を負っている。以下、知的財産制度の側面から、同報告書を概観する。

1. 2006 年のアジェンダ (通商政策課題)

昨年と同様、WTO 及び FTA を通じた自由かつ公正な貿易の推進を掲げつつ、FTA の効能として、貿易量の増加のみならず、相手国 (ヨルダンとの FTA を例示) の知的財産エンフォースメントや行政手続きの透明性向上等に寄与すると指摘。

また、ルール基盤の公正貿易の必要性を指摘する中で、国際的な知的財産侵害に対抗すべく、9 省庁及び欧州、シンガポール、香港、日本、韓国と連携しつつ、STOP! イニシアティブを引き続き推進すると述べている。

更に、同アジェンダにおいて、その台頭が新しい機会と困難を生み出している国として、中国を挙げ、同国が米国にとって重要な市場となるものの、市場開放、為替政策等と並び知的財産の問題が米中貿易のアンバランスを引き起こしていると説明。特に知的財産に関しては、模倣品・海賊版問題が深刻であり、米国政府の大きな懸念材料であるとしている。

2. 2005 年の報告

前半において、TRIPs 理事会における多国間交渉の現状を含め WTO での昨年の活動について報告した上、後半において、二国間等交渉の現状を報告。特に、二国間等交渉の報告においては、アジア、ラテンアメリカ、ロシア等を中心に各国における知的財産関連の交渉の現状を項立てするなど、知財に関する関心の高さを示す。

このうち、中国については、WTO 加盟国としての履行義務が不十分であると指摘しつつ、特に深刻な分野として知的財産権のエンフォースメントを挙げている。また、知的財産に関する米国の具体的な取り組みとして、2004-2005 年の米中合同商業貿易委員会

¹ http://www.ustr.gov/Document_Library/Reports_Publications/2006/2006_Trade_Policy_Agenda/Section_Index.html

(JCCT)の開催、2005年スペシャル301条おける「優先監視国」指定、TRIPS63.3条に基づく情報提供要請が挙げられているところ。

中国と同様に、模倣品・海賊版の問題で米国の関心が高いロシアに関しては、知的財産権保護の悪化(特に著作権侵害)に米国産業界及び米国議会が大きな懸念を抱いていることを紹介。また、WTO加盟交渉の重要なファクターとして、TRIPS協定に沿った法整備の他、罰則及び水際取締り等エンフォースメント強化の必要性を指摘している。

日本については、他国に比し最も多くの紙面を割いており、冒頭の全体総括として、小泉改革を歓迎しつつ、一層の規制緩和、施策立案の透明性、競争促進を期待している。併せて、この全体総括の中で、国際問題への日米両国協調による対処として、特に知的財産権保護及びエンフォースメントの強化を挙げていることが特筆される。また、情報技術の項目において、APEC模倣品・海賊版イニシアティブを含めた日米協力の現状、デジタル社会に対応した著作権法改正への要望などが盛り込まれている。なお、多くの国々において頂立てされる知的財産との別項は、日本に関しては認められない。

(了)